

家畜衛生情報

香 川 県 畜 産 課
 TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
 香 川 県 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所
 TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
 香 川 県 西 部 家 畜 保 健 衛 生 所
 TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫等に関する防疫対策の徹底について

令和6年10月17日、北海道厚真町の肉用鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型。以下「本病」という。）の疑似患畜が確認されました。本事例は、シーズンにおける家きん飼養農場での発生として、これまでで最も早い初発事例となります。また、10月23日には千葉県香取市の採卵鶏農場においても発生が確認されました。

環境省による野鳥における本病の監視でも、北海道で9月30日に死亡野鳥（ハヤブサ）、10月8日に野鳥糞便（カモ類）から本病ウイルスが検出されており、また韓国でも野鳥糞便から本病ウイルスが検出されています。これらを踏まえれば、既に国内環境中に広く本病ウイルスが侵入しており、今後も渡り鳥が飛来・滞在するシーズンが続くことから、全国どこで発生してもおかしくないことを念頭に飼養衛生管理遵守の強化及び野生動物侵入防止対策を徹底するようお願いします。

また、これから年末年始を迎えるなど、人や物の動きが活発になることが見込まれることから、畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への不要不急の渡航を自粛するとともに、外国人技能実習生等には日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が持ち込まれることのないよう周知徹底をお願いします。

引き続き、緊張感を持って防疫対策にあたることが重要で、飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状の早期発見に努めるとともに、特定症状を呈している家畜を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに連絡をするようお願いします。

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況（近県）

疾病名	畜種	発生場所	発生時期	発生延べ戸数	発生頭羽数 (蜜蜂は群数)
ヨーネ病（法定）	牛	徳島県、香川県、高知県	R6.5~R6.6	3	3
牛ウイルス性下痢（届出）	牛	島根県	R6.5~R6.7	3	3
牛伝染性リンパ腫（届出） （旧：牛白血病）	牛	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県	R6.5~R6.7	79	85
破傷風（届出）	牛	香川県	R6.6	1	1
豚丹毒（届出）	豚	兵庫県、鳥取県、島根県、 香川県、高知県	R6.5~R6.6	12	14
サルモネラ症（届出）	牛	島根県	R6.5	1	1
サルモネラ症（届出）	豚	愛媛県	R6.7	1	3
伝染性ファブリキウス嚢病	鶏	岡山県、香川県	R6.6~R6.7	3	4
アカリンダニ症（届出）	蜜蜂	兵庫県、広島県	R6.5	3	3

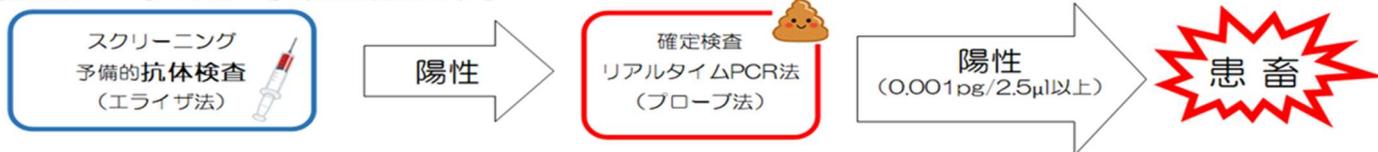
ヨーネ病検査の検査方法の変更について

令和6年4月に家畜伝染病予防法及びヨーネ病防疫対策要領の一部改正により、検査の方法が変更になり、これまで「ヨーニン検査」のみであった、6カ月齢未満の牛の検査に、「予備的遺伝子検出法」が採用され、糞便からヨーネ菌を検出する方法が追加されています。

定期検査や導入牛検査等（6カ月齢以上）の検査については、今までどおり「採血による抗体検査」、抗体陽性牛は「糞便を用いた確定検査のリアルタイムPCR検査」を実施します。

詳細については、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

【定期検査・導入牛検査等（6カ月齢以上）】



【6カ月齢未満の場合】



野生イノシシ豚熱感染状況と養豚場での発生予防対策

野生イノシシにおける豚熱感染は、本年6月、これまで感染確認のなかった九州の佐賀県で確認され、現在、感染地域は38都府県となり、拡大が続いています。

香川県では、令和5年1月以降、県全域で計51例の野生イノシシでの豚熱感染を確認しており、県内養豚場での豚熱発生リスクは非常に高い状態となっています。

野生イノシシに対する豚熱経口ワクチンの散布は実施しているものの、養豚場への感染を完全に防ぐ効果は無く、養豚場での発生予防対策で最も重要なのは、飼養衛生管理基準の遵守であることに変わりありません。

県内養豚場の皆様は、引き続き農場・豚舎内への野生イノシシを含む野生動物の侵入防止対策をはじめ、飼養衛生管理基準を確実に遵守していただき、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底をお願いします。

【県内の野生イノシシ豚熱感染状況】

令和6年度は、豚熱陽性1頭／154頭検査(10月18日時点)です。

<香川県 HP：豚熱に関する情報>で随時情報を更新しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/chikusan/densenbyo/csf/index.html>



2023/2024 シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた疫学調査チームの提言より

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)は、佐賀県で11月25日に確認されて以降、関東から九州にかけて広く発生し、4月29日の千葉県を最後に10県11例の発生がありました。

死亡野鳥及び野鳥糞便でのHPAIウイルス確認は10月4日の北海道での初確認から5月20日までに28都道府県156例確認され、陽性確認都道府県数、陽性確認数ともに高い水準でした。

北海道のハシブトガラスが最初の発見事例であり、この時期に北海道内で多くの渡り鳥が飛来していたことから、HPAIに感染した渡り鳥の死体をカラスが採食して感染したものと推察されています。

農場へのウイルスの進入は、農場周辺の水場に飛来する感染した野鳥や、農場に飛来する感染したカラス類が農場周辺、農場内へウイルスを持ち込んだ可能性が考えられています。鶏舎へのウイルスの侵入経路は、ほとんどの発生農場で壁や防鳥ネットの破損部からカラス等の野鳥や小動物の進入の形跡、靴の交換・手指消毒等の不徹底がみられたことから、これら飼養衛生管理の不備が原因となった可能性が考えられます。

農場における飼養衛生管理の対策は、誰もが改善可能な取組であり今後とも継続して取り組む必要があります。また、昨シーズンの家きんの発生事例の月別ピークは11月及び1月であること、野鳥での感染確認数のピークが11月であること、2014年以降の発生のピークが12月から1月であることを踏まえ、今シーズンについても、10月から翌年5月までの間の対策が求められ、特に11月から翌年1月の間は重点的に対策の徹底を図ることが必要と考えられます。

本県においても数年来発生が継続しており、改めて鶏舎環境整備や野鳥飛来防止対策など飼養衛生管理基準遵守の取り組みをお願いします。また、死亡羽数の増加など異状を発見した際は速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

おしらせ

○ EUの新たな動物用医薬品規則への対応について

2026年9月から、EU向けに牛肉を輸出する場合、ホスホマイシン(抗菌剤)の投与歴がある牛の肉は輸出できなくなりますので、注意してください。

詳細は、下記の農林水産省のウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/eu_amr.html



○ 令和7年の蜜蜂飼育届を提出してください

蜜蜂を飼育される方は、養蜂振興法により毎年1月末までに飼育の届出をすることが、義務づけられています。令和7年の飼育届の提出を、お願いします。ただし、花粉交配の目的で一定期間のみ飼育する場合は、届出が不要です。

▼届出時期：令和7年1月1日から1月31日

▼提出先：香川県農政水産部畜産課

▼様式、提出方法等：香川県農政水産部畜産課ホームページをご確認ください。

